

城里町 通学路交通安全 プログラム



～通学路の安全確保に関する取組方針～

令和8年3月

通学路の安全対策に関する連絡協議会

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童が死傷する事故が相次いで発生したことを受け、各小・中学校の通学路における危険箇所について、教育委員会、警察、道路管理者などが連携して緊急合同点検を行い、必要な対策を実施してきました。

さらに本取組の推進を図るため、この度「城里町通学路交通安全プログラム」を策定し、平成26年度からは、本プログラムに基づき、計画的かつ継続的に通学路の交通安全対策を実施し、児童が安心して通学できる歩行空間の確保を実現していきます。

2 通学路の安全対策に関する連絡協議会

緊急合同点検で培った連携体制を有効に活用して、通学路の安全対策実施のための事務システム構築時に組織した「通学路の安全対策に関する連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）」を設置します。

連絡協議会では、「小・中学校が実施する通学路点検の結果」「道路管理者の対策実施状況」「警察の道路規制、信号機等の設置計画」などの情報を定期的に交換・協議し、また、必要に応じて合同点検を行うなど、三者が主体となり、本プログラムに沿って通学路の安全対策を着実に実施していきます。

なお、本プログラムは、連絡協議会で議論し、策定します。

(1) 構成機関

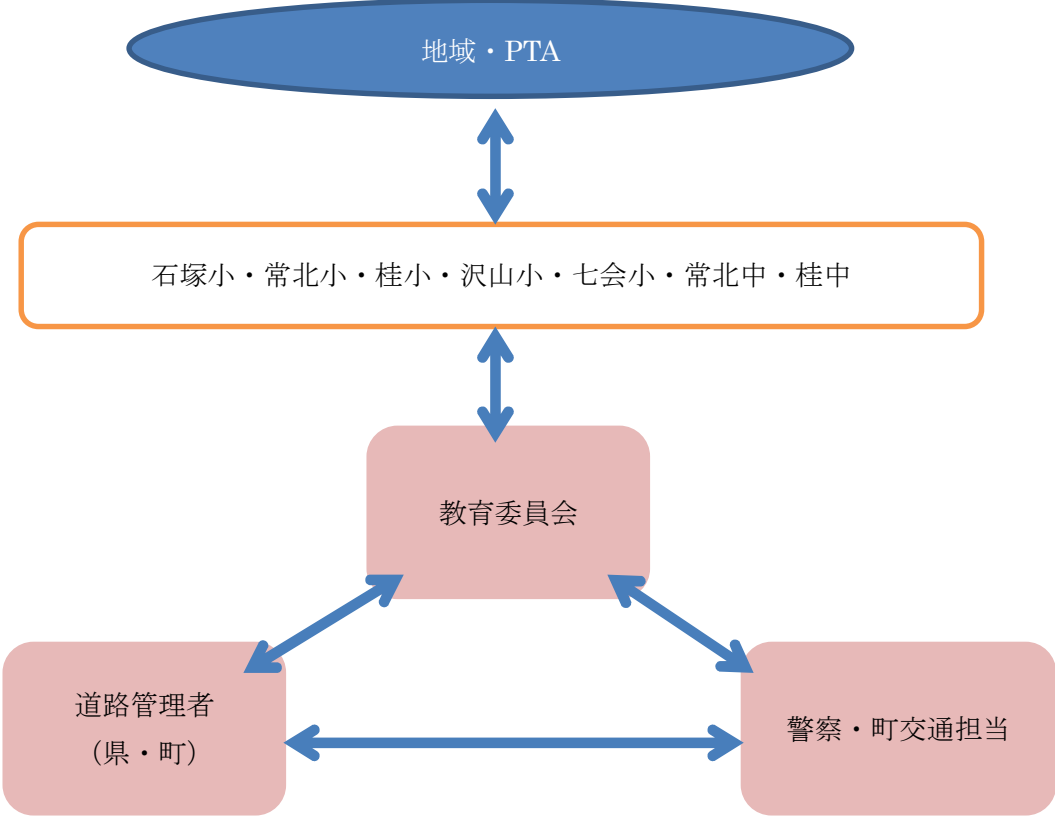
水戸土木事務所道路管理課
水戸土木事務所道路整備第二課
笠間警察署交通課
城里町町民課
城里町都市建設課
城里町教育委員会事務局
城里町立小中学校

(2) 議長は城里町教育委員会局長が務める。

(3) 議長は必要に応じ、連絡協議会を招集する。

(4) 連絡協議会事務局は城里町教育委員会内に置く。

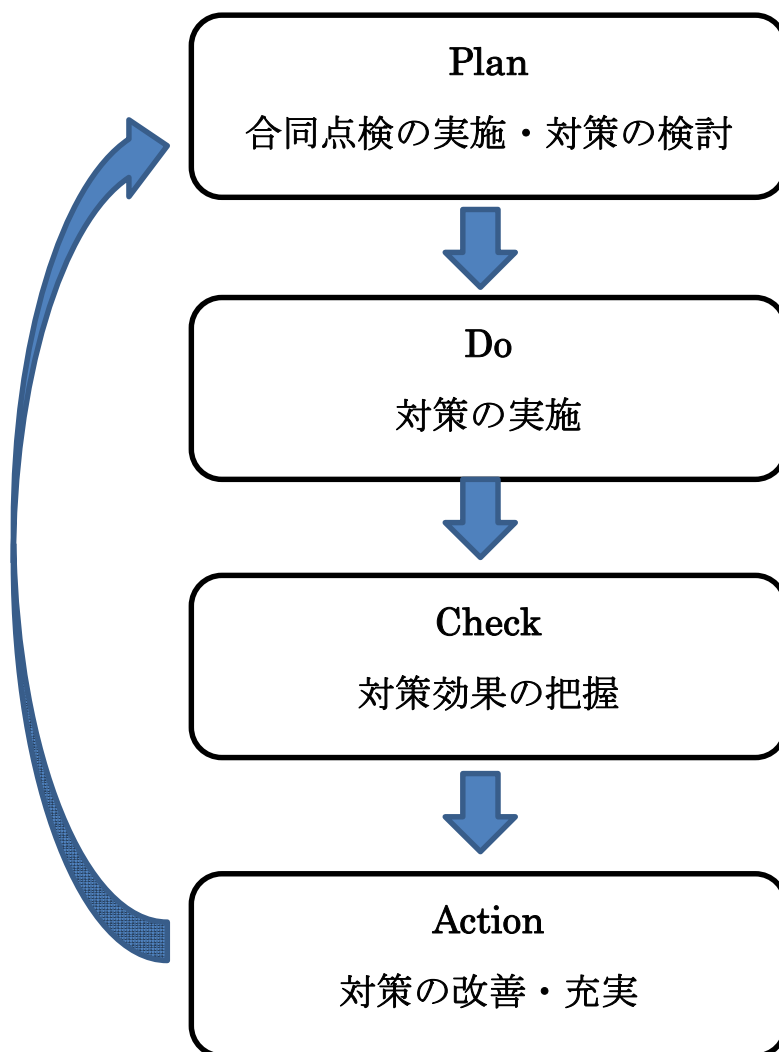
総括部署の明確化
通学路の安全対策に関する連絡協議会（関係機関の組織作り）



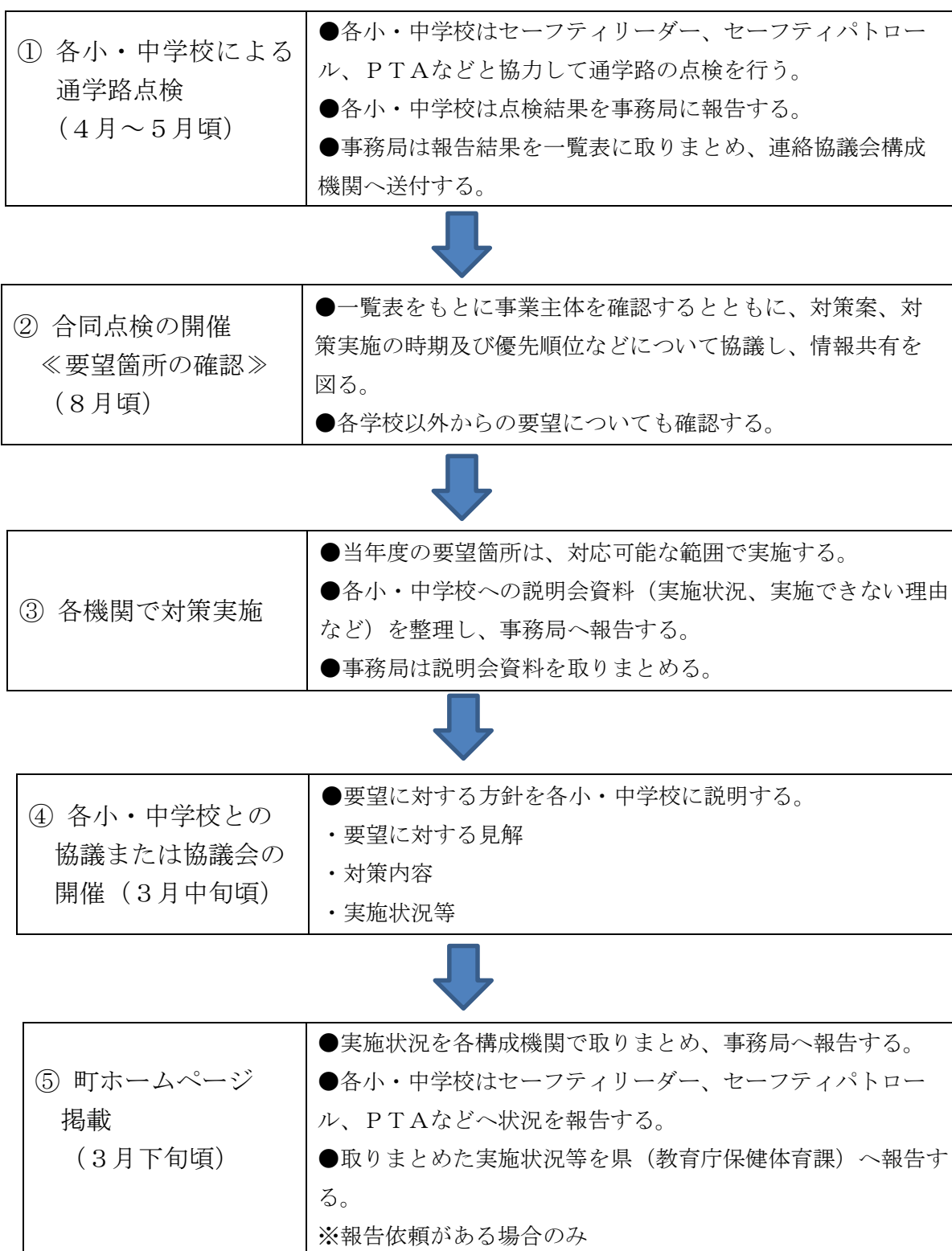
3 取組方針

継続的な通学路の安全確保を推進するため、PDCAサイクルにより繰り返し見直ししながら安全対策を実施して、さらなる安全度の向上を図ります。

(1) 通学路安全確保のためのPDCAサイクル



(2) 通学路の安全対策実施のための事務システムの流れ



4 対象とする通学路

本プログラムの対象とする通学路は、児童・生徒が集団登校等で使用する道路及び小・中学校が指定する通学路を原則とします。

5 対策箇所等の公表

点検結果や対策内容については、連絡協議会で検討の上、小・中学校ごとに一覧表及び対策箇所図を作成し、城里町のホームページなどで公表します。